

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

## ○議事日程

平成28年12月8日（木曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（30名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君
8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君
11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君
14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君	17番 安田 孝義 君
18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君
21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君
25番 野村 茂 君	27番 日置 香 君	29番 相宮 千秋 君
30番 永井 博光 君	31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君

## ○欠席委員（2名）

16番 亀山 浩 君      26番 長屋 芳成 君

## ○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業員会事務局長	足立 光明 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君	板取事務所主任主査	長屋 守世 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所係長	中村 正 君
上之保事務所主事	大野 千春 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これより農業委員会総会を始めさせていただきます。市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、佐藤善一会長、ご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）先般第19回の全国農業担い手サミットが皇太子ご夫妻をお迎えして、岐阜メモリアルセンターで全国から約2,600名の参加者を得て盛大に開催され、委員の皆様方にはそれぞれの立場でご協力をいただきまして誠にありがとうございました。また、岡田委員さんには、県下10地区で結成されました応援隊の中濃地区隊長としてご活躍をされ、誠にご苦労様でした。また今年度の農地いきいき再生週間の耕作放棄地の再生事業で、関市では武儀地域の富之保で2ヶ所草刈りを地域の農業委員さんと事務局でご協力をいただきまして、11月21日に終了しました。ご協力に感謝いたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君）先月の農業担い手サミットにご参加いただきまして、ありがとうございました。関市では1日から12月の定例議会が始まり、農政の関係についてもお二人の議員からご質問頂いております。12日からの3日間の本会議で代表質問、一般質問について私と市長、副市长で答弁に立ちます。インターネットでもご覧いただけますのでご覧いただければと思います。

また、板取のモネの池の写真展を開催をいたしました所、多数の応募がございました。プロの写真家の審査により、優秀作品を4点選び、現在7階の篠田桃工美術空間において、12月26日まで、無料で30数点展示をしておりますので、ご覧頂ければと思います。期間終了後も別の会場で展示をしPRをしていきたいと思っております。

○事務局課長補佐（長尾成広君）続きまして、欠席委員の報告をします。16番亀山委員、26番長屋委員です。

○議長（佐藤善一君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。27番日置委員、29番相宮委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第1号 農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、東田原地内、田原グラウンドの南東490mほどに位置する田4,360㎡です。譲受人は申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

なお、譲受人が所有する農地には、4筆1,073㎡について、農振農用地の無断転用（農振除外なし、農転許可なし）にて譲受人の息子の一般個人住宅、建設作業場として利用しているため、農地法3条第2項の条文にあります、前項の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。の中の第1号にあります所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若

しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有状況、農作業に従事する者数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合に該当するため許可は難しいと判断します。今回の件につきましては、税務課で農振農用地の場合は都市計画税が係らないというのがあり、調査をしていたらここがひかかり、農業委員会に問い合わせがありました。

9月28日に譲受人に農振除外及び農地転用許可を得るよう指導をし、その後まず農振除外をする旨動かれましたが、農林事務所等に相談し、転用許可基準では、その場所での建設業の土場では農地転用許可は下りない旨の判断があり現在はそのままになっているという状態です。

そういう土地がある方は、新たに4反農地を購入されて、また無断転用されるのではないかとか、違反転用の土地を持ってみえる方という事で、不許可相当ではないかという事です。

2番の案件 位置図は2ページになります。

所有権移転 申請地は、稲口地内、稲口公民センターの北北東160mほどに位置する農振農用地である田2筆1,260㎡です。譲受人は、譲渡し人の息子であり、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により、農業経営が困難になってきたため、息子である譲受人に無償にて譲り渡すというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

先程の1番の案件ですが、行政書士の方にも難しく取り下げという事なら出して欲しいという事を言われましたし、本人にも念のため確認しましたら、農業委員会にかけて欲しいという事でございましたので申し添えます。

以上、所有権移転に関するもの2件につきまして、1番の案件については、農地法第3条第2項第1号に該当するため許可要件を満たしてないと判断しております。また、2番の案件については3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

○3番（佐藤久雄君）1番の案件について、農業委員としまして事情を知らず印鑑を押しましたが、そういう事でしたら不許可でも仕方ないと思います。

○7番（清水宗夫君）2番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○14番（村井由和君）1番の案件について、もう少し詳しく事情を説明してください。

○事務局課長補佐（長尾成広君）平成16年に旗竿地で農振除外をされ農転許可を取って家を建てられました。しかし、その横の部分を無断で転用して家の宅地にし、また裏側では農振除外も農転もせずに自身の建設業の土場にしてみえる。という所がありました。無断転用があった場合には、農転をするようにいつも確約書を取って、次の月に出していただき許可という流れでやっています。この案件で、農振除外は出してくださいました。ただ県に相談したところ基準からいくとこの場所ではいけないと判断され、場所を変えるよう伝えましたが、それは難しいと言われました。これは、1000㎡も農振除外もせずに持ってみえる方に対して許可することは、効率化要件でひっかかるので、不許可相当ではないかということで説明させていただきました。そこを処分してから買っていただくのなら、なんの問題もありません。その方は、そうやって困って見える方から農地を買ってみえるようです。買ってくださるのはいいのですが、そういう案件を抱えたままで、しかも市としてそういうのを指導している状況で3条で買われるのは、良くないのではないかという事です。

○23番（土屋尊史君）違反転用があったり、転用で出し直しをして却下する件がよくあるんですが、その後に現状に復帰させるという所までは、一応農業委員の仕事だと思うんですが、言う割には現況復旧させた事は一度もないですね。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法では現況復旧命令は、県知事がする事になっております。農地法だけの現況復旧命令では、裁判をやった時に弱いという事です。生活環境系の産廃と同じであった場合には一緒に出して現況復旧命令を出しているようですが、実質農地法の法律がそこまで整ってないというような所です。以前に何件かありましたが、農転を事後に取っていただいて、3条を認めていくというような指導はさせていただいております。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

先ほどから事務局から説明をしていただきましたし、質疑にもありました。また担当委員も最初は事情を知らず印鑑を押したが、今の説明で不許可もやむを得ないという事でした。議案第1号の1番について、不許可相当と説明がありましたが、不許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

続きまして、議案第1号の2番について、許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の1番については、不許可に、2番については、許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は2ページからになります。

1番の案件 位置図は、3ページになります。

申請地は、西田原地内、めぐみの農協田原支店の東100mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地100㎡です。申請人は、申請地の北側に居住しており、申請地を北側の宅地に加え、庭及び駐車場として整備したいというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は、4ページになります。

申請地は、迫間地内、上迫間公民館の西南西460mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地314㎡です。申請人は、申請地の北側に居住しており、今回本宅を建て替えるのにあたり申請地を庭及び駐車場として整備したいというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は、5ページになります。

申請地は、宝山町地内、十六所公園の東100mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地64㎡です。申請人は、申請地を来客用駐車場として整備したいというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区

分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は、6ページになります。

申請地は、武儀中之保地内、武儀やまゆり保育園の西隣に位置する登記地目田、現況地目宅地2筆63㎡及び登記地目畑、現況地目宅地16㎡です。申請人は、申請地の北側に居住しており、庭が手狭になってきたため申請地を庭として整備したいというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

5番の案件 位置図は、7ページになります。

申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校の南東390mに位置する田741㎡です。申請人は、申請地に太陽光発電設備を整備したいというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

以上5件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○3番（佐藤久雄君）1番の案件について、異議ありません。

○4番（早川清治君）2番の案件について、異議ありません。

○7番（清水宗夫君）3番の案件について、異議ありません。

○20番（中島利彦君）4番の案件について、異議ありません。

○30番（永井博光君）5番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は4ページからになります。

1番の案件 位置図は8ページになります。

所有権移転 申請地は、明生町3丁目地内、桜ヶ丘小学校の北70mほどに位置する畑216㎡です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

11月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は9ページになります。

所有権移転 申請地は、倉知地内、JAめぐみの倉知支店の南210mほどに位置する田2筆2,564㎡のうち331.29㎡です。譲受人は、不動産の所有・売買・賃貸借及び商業用施設の開発等を業とする法人であり、申請地を譲り受け、先月申請のあった申請地北側の商業施設の建築に

伴い、地元からの要望により道路拡幅をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて、譲り渡すというものです。

1 1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にある転用許可に欠くことのできない通路等に当するため、許可相当と判断します。道路自費工事申請及び寄付採納申請があります。

3番の案件 位置図は10ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、下有知地内、下有知小学校の南西180mほどに位置する田、538㎡です。使用借人は、使用貸人の息子であり、申請地を借り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じて、貸し付けるというものです。

1 1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、水管下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域にあつて、容易にこれらの施設の便益が享受できることができ、申請地からおおむね500m以内に二つ以上教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存するため、第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は11ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、長良川鉄道関市役所前駅の北西420mほどに位置する田3筆755㎡です。譲受人は、宗教法人であり、現在申請地の西隣にて県内の教務支庁があり、駐車場が手狭なため、申請地を譲り受け、来庁者の駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

1 1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、申請地が長良川鉄道市役所駅の半径500m以内にあるため、第2種農地と判断します。

なお大澤委員におかれましては、譲渡人であり利害関係人になりますので、採決の際にはご退席願いますのでよろしくお願いいたします。

5番の案件 位置図は12ページになります。

所有権移転 申請地は、上之保宮脇地内、かみのほ温泉ほほえみの湯の北北西290mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地660㎡です。譲受人は、林業を営んでおり、申請地を譲り受け、近隣の山林から伐採した木材の置き場が必要なため、申請地を譲り受け、木材置き場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

6番の案件 位置図は13ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川事務所の南南東400mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地436㎡です。使用借人は、使用貸人の孫の夫であり、結婚を機に申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

1 1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、40年間としています。

7番の案件 位置図は14ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校の南230mほどに位置する田3筆3,674㎡です。賃借人は、医薬品、化粧品、一般雑貨及び衣料品等の販売等の業務を営む法人で

あり、申請地を借り受け、ドラッグストア及び駐車場を建築整備したいというもの。賃貸人は、貸付人の申し出に応じ貸し付けるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

11月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、水管下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域にあつて、容易にこれらの施設の便益が享受できることができ、申請地からおおむね500m以内に二つ以上教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存するため、第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、20年間としています。

以上、所有権移転に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの2件、賃貸借権の設定に関するもの1件、計7件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○7番（清水宗夫君）1番の案件について、異議ありません。

○10番（後藤利彦君）2番の案件について、異議ありません。

○12番（八木豊明君）3番、4番の案件について、異議ありません。

○23番（土屋尊史君）5番の案件について、異議ありません。

○29番（相宮千秋君）6番の案件について、異議ありません。

○30番（永井博光君）7番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

先程お話がありましたが、大澤委員は、自身の関係する土地がございますので、採決の時には退席をお願いします。

（大澤委員退席）

それでは、議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の7件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

（大澤委員出席）

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は7ページになります。

1番の案件 位置図は15ページになります。

期間の延長 申請地は、迫間地内、中部電力中濃変電所の東130mほどに位置する農振農用地である田、27筆19,767.82㎡です。当初事業計画は、平成26年12月5日に5条申請にて申請地に県発注工事の残土の埋め立て及び農地の嵩上げを28年12月4日までに行い完了する予定でしたが、搬入残土が予定量より少なかったため、工期を延長したいということです。許可は1年という事ですが、一時転用の場合は当初許可日から起算して3年という事ですので、当初許可日が平成26年12月5日からでしたので、29年12月4日まで一時転用の期間を延長したいというものです。当初の許可では、平成28年12月4日までの期間でしたので、現在工事を止めてもらっているという状況です。

以上1件のご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○4番（早川清治君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）工事を止めてもらっているという事ですが、本当から言うと先月出すように指導しないとイケないのではないですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）この美濃建設業協会は、先月小野の農地転用を出していただいた際にチェックしたところ、これがまだ終わらないという事が分かりましたので、直ぐ出していただくように話し、今回出していただいたという事です。業者の方からは、農地や付帯する道路とか法面とか埋めて広がるので農地だけでも、12月末までに出来るようにするのでと言われましたが、県と相談しまして完了が12月4日までなので、また出していただくという流れになりました。

（「なし」の声あり）

他に質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長課長補佐（長尾成広君）関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は9ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規17筆、3件、賃貸借権の設定に関するもの新規3筆、2件の承認を求められています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、13筆9,381㎡、畑が5筆1,363.28㎡。地区は、広見、武芸川町跡部、上之保の3地区です。設定移転を受ける方は、村井雅之さん外2者です。

なお6番の案件につきましては、土屋委員におかれましては、設定移転を受ける者が配偶者であり利害関係人になりますので、採決の際にはご退席願いますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたしますが、利害関係のある土屋委員は退席をお願いいたします。

（土屋委員退席）

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

（土屋委員出席）

次に、議案第6号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための

適格者であることの証明申請がありましたので意見を求めます。

議案は11ページからになります。

訂正があります。11ページの2列目ですが、224㎡の内134㎡という事で、134㎡以外の所は家が建っております。税務署に確認しましたら、抵当権を付けることになりますので、分筆してから出し直すと言われ、申請者の岩井さんに確認しましたら、この筆は今回の納税猶予にはかけないという事でした。この筆だけ減ることになります。税務署は丸ごと1筆付けるという事で、また無断転用があるという所ではちょっとどうかという事でした。

相続人は、関市倉知275岩井利和さんで、申請地は、倉知地内、山崎公民館の西110mほどなどにある田8筆3,870.05㎡及び農振農用地である田1筆1,141㎡、及び畑3筆、1,064㎡、計12筆6,075.05㎡です。

11月29日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認をしております。相続開始日（被相続人の死亡日）は平成28年5月11日です。

以上について承認を求められています。

昨年の11月4日の総会で6年ぶりに納税猶予の適格証明が審査されましたが、相続税の納税猶予制度につきましては、農地を農業目的で使用している限りにおいては、到底実現しない高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために、昭和50年度に相続税の納税猶予制度が設けられました。従来、相続税の納税猶予制度は、相続人自ら農業の用に供する場合のみを対象としていましたが、農地の効率的な利用を促進する観点から、市街化区域以外の農地に限り、農地中間管理事業、農地利用集積円滑事業、利用権設定等促進事業等の特定貸付を行った場合についても、平成21年度の改正より適用できることになりました。

被相続人（亡くなられた方）の要件としては、①死亡の日まで農業を営んでいた人 ②農地等を生前一括贈与して贈与税の納税猶予の特例に係る贈与者 ③特定農地貸付は営農困難時貸付を行っていた人であり、また、相続人の要件としては、相続した農地（耕作権を含む）で、引き続き自ら農業経営を行う人（関市内か近隣にお住まいの方）であり、対象となる農地としましては、被相続人が死亡の日まで、自ら農業の用に供していた農地のみで、物置、通路、作業場など作付けできない部分は除かれ申告の期限は、被相続人の死亡の日から10カ月以内に税務署に相続税の申告を行うことになります。

農業委員会の証明については、相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合、農業委員会の「適格者証明」が必要となりますが、農業委員会あくまでも証明書を発行する機関で、それだけで自動的に納税が猶予されるわけではありませんので、必ず税務署で特例を受けるための申告を行っていただきます。

ご存知の方もあると思いますが、平成27年1月1日から相続税の基礎控除額が6割に減らされており、改正前は相続税の申告割合は4%（100人亡くなると4人）程度でしたが、この改正により、6%程度に上がり、特に大都市圏では影響が大きく、戸建の家を持っていると相続税がかかると言われるほどです。

以上、相続税の納税猶予の適格証明の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○11番（大澤慶一君）納税猶予は昔は20年と言われておりましたが、今はその本人さんが亡くなるまでですか。もし、1年で亡くなられたら場合はそれで終わりという事ですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）亡くなるまでに変更しました。亡くなられたら次の後継者に引き

継がれるという事です。

以前は20年間で納税猶予が解除されまして、抵当権も取られました。今解除される方は、20年前の平成の初期にありましてそういう方は解除されまして抵当権を取られて売られたりとかありますが、今は無くなりました。

○11番（大澤慶一君）例えば抵当権で納税猶予をかけて、それを売の場合に1割か2割を5月から遡って税金を払えば許してもらえる面積がありますね。

○事務局課長補佐（長尾成広君）2割までが一部確定と言いまして2割までの分でそのお金を払うというのと、それを超えて3割以上になりますと全部確定という事でもし15年間納税猶予をしてみえたとする15年間遡って、あとそれに利子税も付けて納めることになります。前に桜ヶ丘で納税猶予を受けてる方が駐車場を50㎡くらい増やそうとして税務署に相談したら、400万くらい遡って納める事になるという事で止められた事もありました。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号のについて、相続税の納税猶予に関する適格者証明について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について原案のとおり許可することといたします。

次に、農業委員会条例の改正に伴う規則案について事務局より説明をしていただきます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）今行っています議会に上程している案です。農業委員につきましては19名、最適化推進委員につきましては25名です。農業委員を決める場合には農業委員選考委員会を作りますが、その方は農業に優れた識見を有する方や農業委員を経験された方、団体に推薦された方5名で組織します。選考委員会につきましては自治会によっては外部を募らずに内部だけでやられる所も若干あります。

報酬につきましては、農業委員は現在日額16,000円のところ、会長24,000円、職務代理22,000円、委員20,000円となり、最適化推進委員は20,000円です。選考委員につきましては、日額6,500円となります。

農業委員選考委員会規則を読み上げます。趣旨としましては、関市農業委員会等に関する条例第5条の規定に基づき、関市農業委員会選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

任期は3年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。解職につきましては、農業者が組織する団体から推薦された委員が、推薦された団体から脱退した時。委員は、正当な理由がある時は、選考委員会の同意を得て委員を辞職することができる。

会長及び副会長につきましては各1名を置き、委員の互選により定める。会長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、又は会長が欠けた時その職務を代理する。

会議につきましては、選考委員会の会議は、市長の求めに応じて、会長（職務代理の場合は含む）が招集し、その会議の議長となる。選考委員会は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。選考委員会に出席できない委員は、

あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。前項の規定により議決権を行使した者は、出席したものとみなす。第6条としまして、委員は、自己又は自己と密接な関係のある者、自ら推薦した者（団体が推薦した者の場合は、自らが団体の代表である場合に限る。）については、その審議に加わることができない。ただし、選考委員会の同意がある時は、会議に出席し、発言することができる。

7条としまして、議長は、議事録を作成しなければならない。議事録には議長及び会議において定めた2人以上の出席委員が署名しなければならない。議事録は、選考委員会の農業委員会事務局に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

8条としまして、選考委員会の会議は、非公開とする。ただし、選考委員会において特に必要と認める時は、これを公開することができる。

9条、委員は、選考委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

10条、選考委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

補則としまして、この規則に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。というものです。

次に農業委員会の委員選任に関する規則です。趣旨としましては、関市農業委員会等に関する条例の規定に基づき、関市農業委員会の委員の選任の手続き等について、農業委員会に関する法律及び施行規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとするということです。

推薦及び募集につきましては、一般推薦、団体等からの推薦、一般募集となります。自己推薦で3人までの推薦を一般推薦ということです。

推薦及び応募の資格としまして、農業委員として推薦を受けるもの及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の委員会に属する事項に関しその職務を適切に行う事ができる者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。市内に住所を有する者を基本に、市外に住所を有する者も妨げない。市職員でないこと。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。市外に住所を有する者という事ですが、法人関係で働いて見える方が市外の住所を有する者も妨げないという事で広げております。

4条の推薦手続きにつきまして、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。一般推薦として農業者等の3名以上が連名し、当該農業者等の代表者が農業委員会委員候補者推薦書により推薦するもの。団体推薦として農業者の組織する団体の代表者又はその他の団体の代表者が農業委員会委員候補者推薦書により推薦するもの。前項各号に規定する推薦書は、市長が指定する場所へ直接または郵送により提出するものとする。

5条の募集手続等につきまして、一般募集の応募者は、農業委員会委員候補者応募申込書を市長が指定する場所へ直接又は郵送により提出するものとする。という事で、これは個人で出される場合です。

6条の推薦及び募集の周知につきまして、市長は、農業委員の推薦及び募集に当たっては、推薦・募集の期間、推薦・応募書面の提出方法、その他の必要な事項を公表した上で、推薦・募集の期間は公表の日から28日間（4週間）とし、次に掲げる手続等により、農業者、農業者の組織する団体の関係者、その他の団体及びその他の関係者への周知に努めるものとする。市の窓口、地域事務所及び支所に配布。広報及びホームページに掲載。掲示場という事でございます。広報につきましては、2月1日号に載せる予定です。

7条の推薦者及び応募者の公表等につきまして、市長は推薦及び募集の状況を推薦・募集期間の中間及び終了後に募集状況や結果をホームページに公表するものとする。

8条の候補者の選定につきまして、市長は農業委員候補者の選定に当たっては、法第8条第6項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を少なくとも1名以上選定するものとする。農業に全く関係ない人を1名以上選ぶようにという事が法律にもうたっており、規則にもうたっておりであるということです。農業委員の年齢、性別に著しい偏りが生じないように努めるものとする。市長は資格要件を全て満たした被推薦者及び応募者の総数が農業委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、関市農業委員選考委員会に候補者の選定について、意見を求めるものとする。定数を超えた場合に選考委員に意見を求めるということですが、市によっては定数通りであっても意見を聞かれる所もあるようです。

9条、市長は選考委員会の報告を受け、候補者を決定の上、議会の同意を得て任命する。

10条、市長は農業委員の欠員が定員の6分の1を超えた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。

補則としまして、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。というものです。

今回関市では19名が定数で、14名19名24名がその農家者世帯数や農地の耕地面積割合に応じて分類されまして、関市の場合は真ん中の19名という事になります。農業に関係のない方を1名、女性農業委員を入れる事、50才以下の若い方を入れる事、認定農業者を半分以上入れる事、認定農業者が半分以上いない場合は、関市には認定農業者が72名みえますが、認定農業者に準ずる方です。関係者とか人農地プランの担い手として指定されている方でもいいという事です。

次に農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則を読み上げさせていただきます。

設置につきまして、1条農業委員会等に関する条例に基づき、農地利用最適化推進委員の委嘱の手続き等について、農業委員会等に関する法律及び規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

推薦及び募集方法についてですが、農業委員と同じく一般推薦、団体推薦、一般募集、農業者3名の推薦いただくのが一般推薦、関係団体等からの推薦が団体推薦、一般募集は自己推薦です。

担当区域につきましては、100ha当たりで1名を上限にという事であり、関市の場合は2490haや2560haというような数字ですので、25名まで最適化推進委員を置けるという事になっておりまして、それを面積等で割りまして今の選挙区毎で割っております。そうした場合に、第1地区～第3地区までが各6名、第4地区が3名、第5地区が4名という事で割り振りさせていただきます。もしこれを細かく地区ごとに分けた場合に面積が100haないと置けないという事もありまして、地区を今の選挙区毎に割り振りさせていただきました。

4条につきまして、推進委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の職務を適正に行う事ができる者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。という事で、市内に住所を有する者を基本に、市外に住所を有する者も妨げない。市の職員でない者。暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

5条につきまして、一般推薦は3名以上の連名で推薦をいただきますし、団体推薦は団体からの推薦をいただきます。

6条は個人推薦についてです。

7条につきまして、推薦・募集の期間は28日間ですし、窓口は市役所、地域事務所、支所で、広報、ホームページへの掲載。掲示場への掲示。

8条は、途中の経過報告をさせていただくということです。

9条は、候補者の評価につきまして、農業委員長は、第4条に規定する資格要件を全て満たした被推薦者及び応募者の総数が条例第2条第2号に定める推進委員の定数を超えた場合、その他必要と認める場合は、関市農業委員会の委員の会議において候補者の評価を行うものとする。という事で、農業委員さんで評価をしていただくというものです。

10条推進委員の委嘱について、農業委員会が推進委員を委嘱する。しかし農業委員につきましては、議会の同意を得まして市長が任命するという事ですので、推進委員は議会の承認はないという所と農業委員長が委嘱という所が違います。

11条について、推進委員に欠員が生じた場合は、欠員が定数の6分の1を超えた場合は、この規則に規定する手続きに基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。

というような所で規則の説明をさせていただきました。ご意見があればお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局より説明が終わりましたが、何かご意見がある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）定員が少ない場合は、どうなりますか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）事前に定員が下回らないように各団体や各地域や農業委員さんなどを通じて、持っていくという所です。

○23番（土屋尊史君）欠員が出た場合の補充についてですが、農業委員にしても推進委員にしても特に上之保や武儀等定員が少ない所は、6分の1を超えないという事だとずっと抜けた所を違う地区の人が見ることになる。人数の少ない所は、絶えず補充してもらわないと困る気がします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）検討させていただきますが、農業委員につきましては、基本的には区割りをしないと農業委員会に関する法律でうたっています。そこに関しては、補充しなくてもいいというところはあります。推進委員については、地域の耕作放棄地の発生防止や解消とか、担い手から担い手に繋いでいただくとか、新規参入を取り持っていただく役割で地域で活動していただくという事で、地区割りにさせていただくんですが、農業委員に関しては、全体を見ていただき地区割りをしないので、地区毎でと言われた時には、全体での定員では実行というところですので、その辺りは検討させていただきます。

○23番（土屋尊史君）結局は、大体地区毎で割るとい事ですよ。市役所辺りでみんな出て、各地区へ分けるという事ではないので、言ってることと書いてある事が違うので。

○事務局課長補佐（長尾成広君）この募集方法ですと公募して議会の議決を得てという事になるので毎回やっていただくのか、3年間やっていただけないような方を選ぶのかその辺りもあります。

○23番（土屋尊史君）利用調査はどうなりますか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）利用調査は、一緒にやっていただきます。

○23番（土屋尊史君）辞めて欠員になった時には、少ない人数でやらなくてはいけなくなりますよね。

○事務局課長補佐（長尾成広君）推進委員には、年に一回の農地利用状況調査ではなく、常に農地を見ていただき毎月報告していただくようにしようと考えております。

○23番（土屋尊史君）印鑑を押すのは農業委員ではなく、推進委員ですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農業委員が印鑑を押すんです。議会も毎月ある訳ではないですし、1人辞められてその度に議会にかけてやっていく必要があるかどうか。6分の1なり3分の1なりと決めてみえる所が殆どです。

○23番（土屋尊史君）農業委員に欠員が出たら、逆に推進委員を増やすとかですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）もし上之保で農業委員に欠員が出た場合は、例えば武儀の方が見

に行かれるとかです。上之保で毎月頻繁に出てくる訳ではないですし、その案件についてどうかというところです。

○23番（土屋尊史君）集落営農で地域をもっと活性化しようとかいろいろ言っている割には、よその人が来てそれだけ一生懸命やってくれますか。あなた方は簡単にペーパー上で言うけど、私らは地域でどんだんいろんな事をやろうと思っても全然協力してくれないじゃないですか。そんな所へよその人を連れてきて、どれだけの成果が出るっていうの。その辺をちゃんと考えてやらないとね。

○事務局課長補佐（長尾成広君）基本的には、3年間通してやっていただけるという人にやっていただくという事ですかね。検討させていただきます。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

他に質疑もないようですのでその件につきましては、今後細かいことはいろいろ詰めていただいて、みなさんにお諮らいをしたいと思えます。

それでは続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出。賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

議案は12ページになります。今回2件の届出があります。

番号1の案件 賃借人は(有)武芸川農産で、武芸川町高野地内の田2筆2,509㎡です。合意解約日は、平成28年11月1日です。

番号2の案件 賃借人は(有)武芸川農産、武芸川町高野地内の田1筆1,165㎡です。合意解約日は、平成28年11月1日です。

いずれも先程のドラッグストアの件で解約になったというものです。

○議長（佐藤善一君）以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農業振興地域の協議会の委員を農業委員会の方で選出してくださいと来ております。今までは、各旧市町村単位で1人ということで6人、農業員会から出しておりました。今回から選挙区の5選挙区から1人ずつ代表者を出すように変えてはどうか。地区協議会からは地区の農政推進委員会の部会長とか、農事改良組合も地区から出していただいております。農業委員会の意見もというところもありますので、農業委員につきましては改正もありますし、また農地利用最適化推進委員も100haで1人というところもあるならば、選挙区から1人ずつ出していただくように変えてはどうか。

今現在は、兼村さん、中島さん、土屋さん、野村さん、長屋さん、相宮さんの6名が出ていただいております。ただその中に地区協議会の委員と重なってみえる方もみえます。農業委員会としては合併して10年以上も経ちますし、地区毎をもっと大きく分けて意見を出ささせていただいてはどうかというところで、提案させていただきますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤善一君）事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）それではそういうことでお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）実は、農振の任期は12月1日から11月30日までという事で、いつも代わり際に慌ててやらなければいけないということで、任期を年度に変えようかと検討して

いるようです。会合は年1～2回ですので、農業委員の改選に伴ってまた変わっていただく事になるかもしれまのでご了承くださいたいと思います。

○議長（佐藤善一君）今までは旧関の3選挙区で1人、後は旧町村で1人ずつでしたが、そうではなく、第一選挙区の富岡・田原・富野で1人、第二選挙区の安桜・旭ヶ丘・倉知・下有知で1人、第三選挙区の瀬尻・小金田で1人、第四選挙区の武儀・上之保で1人、第五選挙区の洞戸・板取・武芸川で1人ということで、全員で5名出してくださいということです、1人ずつ選任してください。

（5名選任）

○事務局課長補佐（長尾成広君）次回の総会は、平成29年1月10日火曜日午後3時から関市役所6階の大会議室で行います。

○議長（佐藤善一君）これもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前11時29分閉会

本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 関市西神野1665番地

印

---

27番 関市板取3752番地1

印

---

29番 関市武芸川町八幡1323番地4

印